

1 専用水道布設工事の確認申請（法第32条）

（1）確認申請の該当要件

専用水道の布設工事（新設・改造）を行おうとする場合
（布設工事を伴わない場合は、対象外）

（2）確認申請の時期

布設工事着手前に申請し、確認を得たのちに着手すること。

（3）申請先

八代市長に提出

（4）提出部数

1部提出とする。

（5）提出様式

「様式第1号」による。

（参考）

自家水の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当する場合は、専用水道に該当します。

- ①百人を超えるものにその居住に必要な水を供給するもの
- ②生活の用に供する1日最大給水量が20立方メートルを超えるもの

但し、他の水道からのみ受水する水道のうち、地中又は地表に設置されている水道施設が次の①②をすべて満たすものは除外されています。

- ①口径25mm以上の導管の全長が1500mm以下
- ②水槽の有効容量の合計が100立方メートル以下

ただし、地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されていないものは、上記の導管延長や水槽容量の算定から除きます。

導管延長、水槽容量適用除外

- ①周辺地形の状況等により、浸水その他の汚染の恐れがないこと。
- ②水槽下に空間があり、6面点検が可能であること。
- ③点検に必要な高さとして、地面から水槽底外面までの距離が60cm以上確保されていること。

様式第 1 号

令和 年 月 日

八代市長 様

申請者住所（主たる事務所の所在地）

氏 名（主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

専用水道布設工事確認申請書

〇〇専用水道布設工事（新設・増設・改造）をしたいので、水道法第 3 2 条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて確認申請します。

水道事務所の所在地

名称及び所管課

(添付書類)

目 次

頁

1	布設工事の目的	
2	1 日最大給水量及び 1 日平均給水量	
3	水源の種類及び取水地点	
4	水源の水量の概算及び水質試験の結果	
5	水道施設の概要	
6	水道施設の位置（標高及び水位を含む。）規模及び構造	
7	浄水方法	
8	工事の着手及び完了の予定年月日	
9	水の供給を受ける者の数を記載した書類	
10	水の供給が行われる地域を記載した書類	
11	添付図面	

1 布設工事の目的

※ 専用水道を布設(新設・増設・改造)する目的及び理由を記載すること。

2 一日最大給水量及び一日平均給水量

※ 算出根拠を明示すること。

3 水源の種別及び取水地点

※ 水源の種別が次の区分により明示されていること。

- | | |
|--------------|-----------|
| ・河川水(自流水) | ・湖沼水(自流水) |
| ・ダム水(放流水を含む) | ・伏流水 |
| ・浅層地下水 | ・深層地下水 |
| ・湧水 | ・浄水受水 |
| ・海水・かん水、天水等 | |

※ 取水地点は、地番、地先名等で明示すること。

※ 地下水にあつては、井戸深度と採取深度も含めるものとする。

※ 水源が2箇所以上あれば、それぞれの水源について記載すること。

4 水源の水量の概算及び水質試験の結果

(1) 水源の水量の概算

※ 取水許可が必要なものは許可水量と計画取水量、それ以外のものは揚水試験等から得られた取水可能量と計画取水量を記載すること。

(2) 水質試験の結果

※ 水源において水質が最も悪化していると考えられる時期を選んで過去1年以内に行った原水の全項目検査(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、臭素酸及びホルムアルデヒドは省略可。)の結果(表流水は四半期毎、地下水は複数回行う)を添付すること。

※ 必要に応じて実施したその他の項目の水質試験結果が記載されていること。本試験における水質基準項目の試験方法については、検査方法告示に準じて行うこと。

※ クリプトスポリジウム等の指標菌の試験結果とともに、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れのある水源についてはクリプトスポリジウム等の試験結果についても記載されていること。

5 水道施設の概要

※ 必要に応じて実施したその他の項目の水質試験結果が記載されていること。

6 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

※ 水道施設について、その設置場所、標高、水位（変動する場合は高水位及び低水位）、規模（容量、寸法等）、構造（形状、材質、形質等）を記載すること。

7 浄水方法

※ 工種毎に処理の主要諸元（薬品注入量、滞留時間等を記載すること）

8 工事の着手及び完了の予定年月日

9 水の供給を受ける者の数を記載した書類

※ 居住者・従業員・来訪者等、給水対象種別毎に給水人口を記載すること。

10 水の供給が行われる地域を記載した書類

※ 給水が行われる施設を名称及び地名で示すとともに、主な用途を明記する。

11 添付図面

※ 図面目録を付し。次の地図及び図面を添付する。

- ①「水の供給が行われる地域を示した図面」
- ②「水道施設の位置を明らかにする地図」
- ③「水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図」
- ④「主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図」
- ⑤「導水管きょ、送水管並びに給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」

※ 上記①～②は一樣の図面とし、当該給水の範囲、各水道施設（取水、導水、浄水、送水、配水池、配水本管等）を示すこと。

※ 上記④の「主要な水道施設」とは、取水堰、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、接合性、ポンプ櫓、沈殿池、凝集地、沈殿池、ろ過地、浄水地等、配水池、配水等、高架タンク、圧力水槽とする。

※ 上記⑤の平面図には、側点、管種、管径、延長、制水弁、消火栓、中継ポンプ場等の位置を明示すること。

縦断面図には、測点区間距離、管中心、地盤高、制水位、動水位を明示すること。

※ 増設・改築の場合は、増設・改築を行う施設を明示すること。

2 専用水道の届出

(1) 届出の該当要件

現に給水を行っている水道で、新たな水道施設の布設工事を伴わずに、新たに専用水道に該当するに至った場合。

(例)

④居住人口が100人以下であった施設が、その後100人を超えることとなった。

④生活の用に供する1日最大給水量が20m³以下であった施設が、その後の水需要増により20m³を超えることとなった場合。

など。

注意) 滅菌設備の整備等、新たな施設整備が必要となる場合は、「専用水道布設工事の確認申請」が必要となるので注意されたい。

(2) 届出の時期

専用水道に該当する事実が発生後、速やかに届け出ること。

(3) 届出先

八代市長に提出

(4) 届出部数

1部提出とする。

(5) 提出様式

「様式第2号」による。

専用水道届

下記水道施設が、新たな水道施設の布設工事を伴わずに、新たに専用水道に該当することとなったのでお届けします。

令和 年 月 日

八代市長 様

申請者住所（主たる事務所の所在地）

氏 名（主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

記

- 1 専用水道の名称
- 2 水道事務所の所在地、名称、所管課
- 3 専用水道に該当する主な理由

(添付書類)

※専用水道布設工事確認申請書に準じる。

(既存施設のままで施設基準に適合すること、並びに水質基準に適合することを
確認できる資料を添付すること)

3 専用水道の休止（又は廃止）の届出

（１）届出の該当要件

専用水道を休止又は廃止した場合。

（２）届出の時期

専用水道の休止又は廃止の事実発生後、速やかに提出。

（３）届出先

八代市長に提出

（４）届出部数

１部提出とする。

（５）提出様式

「様式第３号」による。

専用水道の休止（又は廃止）届

〇〇専用水道について、下記理由により休止（又は廃止）したのでお届けします。

令和 年 月 日

八代市長 様

申請者住所（主たる事務所の所在地）
氏 名（主たる事務所の名称
 及び代表者の氏名）

記

- 1 休止又は廃止の理由
- 2 休止又は廃止の年月日
- 3 給水再開の予定年月日（休止の場合）
- 4 添付届（休止又は廃止する施設、区域を着色区分したもの）

4 専用水道の給水開始の届出（法第34条）

（1）届出の該当要件

専用水道布設工事の確認が行われた施設を供用し、給水開始しようとする場合

（2）届出の時期

給水開始をする前に予め届け出ること。

（3）届出先

八代市長に提出。

（4）届出部数

1部提出とする。

（5）提出様式

「様式第4号」による。

専用水道の給水開始届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で確認を受けた〇〇専用水道について、水道施設が完成し給水を開始したいので、水道法第 3 4 条において準用する法第 1 3 条の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

令和 年 月 日

八代市長 様

申請者住所（主たる事務所の所在地）
氏 名（主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

（添付書類）

- 1 新設、改築した水道施設の名称、規模及び構造
 ※ 供用開始しようとする水道施設について記載すること
- 2 給水開始予定年月日
 ※ 今回給水開始しようとする予定年月日を記載すること
- 3 給水人口
 ※ 計画給水人口（確認時給水人口）及び今回給水人口を記載すること。
- 4 水質検査成績書
 ※ 採取場所は、当該施設、増設又は改造に係る施設を経た水道水の末端（必ずしも給水栓を意味しない）とする。
 ※ 系統が複数存在する場合は、それぞれに検査すること。
- 5 施設検査成績書
 ※ 供用開始しようとする水道施設の「浄水及び消費の能力」「流量」「圧力」「耐力」「汚染並びに漏水」について、検査結果を示すこと。
- 6 平面図
 ※ 既給水区域、今回給水開始しようとする区域を色分けして示すこと。
 ※ 主な水道施設を明示すること。
 ※ 水質検査のための採水場所を示すこと。

5 専用水道の記載事項変更の届出（水道法第33条第3項）

（1）届出の該当要件

専用水道布設工事確認申請書に記載した、申請書の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、水道事務所の所在地に変更があった場合。

（2）届出の時期

記載事項の変更の事実発生後、速やかに提出。

（3）届出先

八代市長に提出。

（4）届出部数

1部提出とする。

（5）提出様式

「様式第5号」による。

専用水道記載事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で確認を受けた〇〇専用水道について、下記のとおり記載内容に変更が生じたので、水道法第 33 条第 3 項の規定に基づきお届けします。

令和 年 月 日

八代市長 様

申請者住所（主たる事務所の所在地）
氏 名（主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

記

1 専用水道の名称

旧
新

2 専用水道の名称（法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地）

旧
新

3 申請者の氏名（法人又は組合にあっては事務所の名称及び代表者の氏名）

旧
新

4 水道事務所の所在地

旧
新

6 専用水道の第三者委託契約締結（又は失効）の届出

（水道法第33条第3項）

（1）届出の該当要件

専用水道の設置者が、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を委託（又は委託契約が失効）した場合。

（2）届出の時期

第三者委託契約締結（又は失効）後、遅延なく提出。

（3）届出先

八代市長に提出。

（4）届出部数

1部提出とする。

（5）提出様式

「様式第6号」による。

専用水道の第三者委託契約締結（又は失効）届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で確認を受けた〇〇専用水道について、第三者委託契約を締結（又は失効）したので、水道法第 3 4 条第 1 項において準用する同法第 2 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

令和 年 月 日

八代市長 様

申請者住所（主たる事務所の所在地）

氏 名（主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

（添付書類）

1 水道管理業務受託者の住所及び氏名

※ 法人、組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

2 受託水道業務技術管理者の氏名

※ 資格を確認できる書類を添付のこと。

3 委託した業務の範囲

※ 委託した施設名および委託業務の内容を詳細に記載すること。

4 契約期間

※ 業務委託期間を記載する。

5 委託契約書

※ 委託契約書の写しを添付する。

6 契約の効力を失った理由

※ 契約執行の場合に記載する。

7 専用水道の水道技術管理者設置（変更）の届出

（法第34条第1項）

（1）届出の該当要件

法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき専用水道の水道技術管理者を設置（変更）した場合。

（2）届出の時期

専用水道技術管理者の設置（変更）の事実発生後、速やかに提出。

（3）届出先

八代市長に提出。

（4）届出部数

1部提出とする。

（5）提出様式

「様式第7号」による。

専用水道の水道技術管理者設置（変更）届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で確認を受けた〇〇専用水道について、水道法第３４条第１項において準用する同法第１９条第１項の規定に基づき水道技術管理者を設置（変更）したいのでお届けします。

令和 年 月 日

八代市長 様

申請者住所（主たる事務所の所在地）

氏 名（主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

記

- 1 専用水道の名称
- 2 申請者の住所（法人又は組合いあつては主たる事務所の所在地）
- 3 水道技術管理者の氏名
- 4 設置（変更）年月日
- 5 水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験
- 6 添付書類
水道技術管理者の資格を有することを証する書面
（履歴書、水津法施行規則第 14 条第 3 号に 9 定める厚生労働大臣が認定する講習
の修了証書の写し等）